

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北秋田市の認可（社会福祉法第45条第36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北秋田市に届出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第42条 この法人の公告は、社会福祉法人阿仁ふくし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	宮原 忠美
理事	上杉 政吉
〃	伊東 敏雄
〃	加藤 茂
〃	濱田 チヤ
〃	加賀谷 廣
〃	佐々木 茂
〃	佐々木 孝夫
〃	伴 朝子
〃	柳谷 昭蔵
監事	米谷 保夫
〃	高橋 正

この定款は、平成29年4月1日から施行する。